

●目次——資料 政・経 2010

巻頭特集／偽装される世論

政治・経済便覧

- ① 大日本帝国憲法と日本国憲法との比較 (5)
- ② 日本国憲法の体系 (6)
- ③ 日本国憲法 (7～27)
- ④ 大日本帝国憲法 (28～33)
- ⑤ 法の適用に関する通則法 (34)
- ⑥ 民法 (34)
- ⑦ 民事訴訟法 (35)
- ⑧ 刑法 (35)
- ⑨ 刑事訴訟法 (36)
- ⑩ 刑事補償法 (37)
- ⑪ 国家賠償法 (37)
- ⑫ 商法 (38)
- ⑬ 教育基本法 (38)
- ⑭ 学校教育法 (39)
- ⑮ 少年法 (39)
- ⑯ 戦前の日本の政治・経済年表 (40・41)
- ⑰ 世界の国々 (42～46)
- ⑱ 主要国の元首・首相 (47)
- ⑲ 各種単位の比較 (47)
- ⑳ 各国通貨の円換算表 (47)

第1編 現代の政治

1章 民主政治の基本原則

- 第1節 国家と法 ————— 48
 - 1 政治と国家 …………… 50
 - 2 法と法の支配 …………… 53
- 第2節 近代民主政治の原理 ————— 54
 - 1 人権思想の発展 …………… 56
 - 2 国民主権と権力分立 …………… 60
- 第3節 現代の政治体制と各国憲法 ————— 62
 - 1 現代の政治体制 …………… 64
 - 2 各国憲法 …………… 71

2章 日本国憲法の基本的性格

- 第1節 日本国憲法の制定 ————— 74
 - 1 大日本帝国憲法下の政治 …………… 76
 - 2 日本国憲法の制定 …………… 79
 - 3 国民主権と象徴天皇 …………… 82
- 第2節 平和主義と日本の安全保障 ————— 84
 - 1 戦争の惨禍と平和主義 …………… 86

- 2 第9条と自衛隊 …………… 89
- 3 日本の防衛と日米安保 …………… 93
- 第3節 冷戦後の安全保障 ————— 98
 - 1 アメリカの新軍事戦略と日本 …………… 100
 - 2 日米安保体制の再編と強化 …………… 101
 - 3 問われる平和主義 …………… 104
- 第4節 基本的人権の保障 ————— 106
 - 1 自由権的基本権① …………… 108

対論バトル 死刑制度は廃止か存置か …… 110
 - 2 自由権的基本権② …………… 113

対論バトル 首相の靖国神社参拝 …… 118
 - 3 自由権的基本権③ …………… 120
 - 4 平等権 …………… 121

対論バトル 夫婦別姓制度を
導入すべきか …… 128
 - 5 社会権的基本権 …………… 130
 - 6 参政権と請求権 …………… 134
- 第5節 新しい人権 ————— 138
 - 1 新しい人権 …………… 140
 - 2 人権の国際的保障 …………… 145

対論バトル 永住外国人への
参政権付与 …… 146
- 第6節 憲法改正問題 ————— 150
 - 1 憲法改正の規定 …………… 152
 - 2 憲法改正の動向と論点 …………… 153

3章 政治機構と政治の運営

- 第1節 国会 ————— 156
- 第2節 内閣 ————— 164
- 第3節 裁判所 ————— 170
 - 1 司法権の独立 …………… 172
 - 2 裁判制度と問題点 …………… 174
- 第4節 地方自治 ————— 180
 - 1 地方自治 …………… 182
 - 2 地方自治の現状と課題 …………… 184

4章 現代政治の特質と課題

- 第1節 議会政治と政党 ————— 188
 - 1 政党と政党政治 …………… 190
 - 2 日本の政党 …………… 193
 - 3 政党と政治資金 …………… 197
- 第2節 選挙と民主政治 ————— 198
 - 1 選挙制度 …………… 200
 - 2 日本の選挙の問題点 …………… 202
- 第3節 行政機能の拡大と行政の民主化 — 206
 - 1 行政機能の拡大 …………… 208
 - 2 行政の民主化 …………… 211

5章 現代の国際政治

第1節 国際社会と国際法	212
第2節 国際連合と国際協力	218
第3節 国際政治の動向と課題	230
1 第二次世界大戦後の国際政治	232
2 冷戦終結後の国際政治	234
第4節 国際社会と日本	242
1 戦後の日本外交の展開	244
2 冷戦終結後の日本外交	246
3 国際社会における日本の課題	248

事例研究

民主主義	61
犯罪捜査と人権	112
非嫡出子の相続格差	122
HIV訴訟, 和解成立	136
国に18億円賠償命令	137
地方公務員の国籍条項	149
議員立法	163
条例による住民投票	187
平和維持活動(PKO)	229
正当な理由を欠いた戦争	235
朝鮮半島情勢	236
中国と台湾	237
インド・パキスタン紛争	238
ユーゴスラビア問題	239
パレスチナ問題	240
移民受け入れは必要か?	253

第2編 現代の経済

1章 経済社会の変容と経済体制

第1節 資本主義経済の発展と社会主義	254
1 資本主義経済の成立	256
2 資本主義経済の発展	257
3 社会主義経済の成立	260
4 社会主義経済の崩壊・変容	261
第2節 資本主義経済の危機と変容	262
1 資本主義の危機とケインズ革命	264
2 反ケインズ主義の台頭	265

2章 現代経済のしくみ

第1節 家計・企業・政府	266
1 経済の循環と経済主体	268
2 家計のはたらき	269
3 現代の企業	271

経済セミナー・1 株式	272
-------------	-----

経済セミナー・2 M&A	274
--------------	-----

第2節 市場経済のしくみ	276
--------------	-----

1 市場と価格	278
---------	-----

2 市場の寡占化	278
----------	-----

経済セミナー・3 価格機構(1)	280
------------------	-----

経済セミナー・4 価格機構(2)	281
------------------	-----

第3節 財政	282
--------	-----

1 財政の機能と役割	284
------------	-----

2 租税と公債	287
---------	-----

経済セミナー・5 国債	289
-------------	-----

第4節 金融	290
--------	-----

1 金融のしくみ	292
----------	-----

経済セミナー・6 金利	293
-------------	-----

2 金融政策	296
--------	-----

第5節 インフレとデフレ	298
--------------	-----

1 インフレーション	300
------------	-----

2 デフレーション	301
-----------	-----

第6節 国民所得と国富	302
-------------	-----

経済セミナー・7 GDPと三面等価	304
-------------------	-----

経済セミナー・8 三面等価とISバランス	305
----------------------	-----

1 国民所得	306
--------	-----

2 国富	307
------	-----

第7節 景気変動・経済成長・ 産業構造の変化	308
---------------------------	-----

1 景気変動と経済成長	310
-------------	-----

2 産業構造の変化	311
-----------	-----

3章 日本経済のあゆみ

第1節 復興期から高度経済成長期へ	312
-------------------	-----

1 戦前の日本資本主義の特徴	314
----------------	-----

2 戦後経済の復興と民主化	316
---------------	-----

3 高度経済成長の展開	318
-------------	-----

第2節 石油危機以降	320
------------	-----

1 石油ショックと低成長時代	322
----------------	-----

2 1980年代の日本経済	323
---------------	-----

3 バブル崩壊以後	324
-----------	-----

4章 労働と社会保障

第1節 労働基本権の保障	326
--------------	-----

1 労働基本権の保障	328
------------	-----

2 労働法の種類と内容	330
-------------	-----

第2節 労働運動の展開	342
-------------	-----

1 世界の労働運動	344
-----------	-----

2 日本の労働運動	345
-----------	-----

第3節 現代日本の労働環境	348
---------------	-----

1 労働市場の動向	350
-----------	-----

2 労働条件の現状	352
-----------	-----

第4節 社会保障のあゆみ	354
1 世界の社会保障制度	356
2 日本の社会保障制度	358
第5節 日本の社会保障	360
1 社会保険	362
2 公的扶助	366
3 社会福祉	367

5章 国際経済

第1節 貿易、投資と国際収支	370
1 貿易と対外投資	372
経済セミナー・9 比較生産費説	373
2 国際収支と外国為替	374
経済セミナー・10 国際収支	375
第2節 国際経済のしくみと動向	376
1 国際経済機構とIMF体制	378
経済セミナー・11 円高・円安	382
2 貿易体制と国際協調	384
経済セミナー・12 自由貿易・保護貿易	387
第3節 経済摩擦と国際協調	388
1 日本経済の国際化	390
2 経済摩擦	391
第4節 地域経済統合	392
1 地域統合のうごき	394
2 EUの発展	396

事例研究

会社は誰のものか	275
格差社会	325
労働者派遣法の問題点	341
公的年金制度の改革	364
介護保険	365
為替介入	381
グローバル化する「反グローバリズム」	386

第3編 現代社会の諸課題

1章 現代日本の諸課題

第1節 中小企業問題	398
第2節 食料と農業問題	402
1 日本農業の変遷	404
2 農業政策の展開	405
3 自由化と日本農業	407
第3節 資源・エネルギー問題	410
対論バトル 原子力発電の是非	416
第4節 公害と環境保全	418
1 経済の発展と公害	420

2 公害の防止と対策	424
第5節 消費者問題	426
経済セミナー・13 クレジット	431
第6節 少子高齢化問題	434
1 人口動向	436
第7節 情報社会と市民生活	438

2章 国際社会の諸課題

第1節 地球環境問題	442
1 問題群としての地球環境問題	444
2 国際的な取り組み	446
第2節 南北問題と国際協力	448
1 発展途上国の現状と南北問題	450
2 累積債務と南南問題	452
3 開発援助と日本の経済協力	454
経済セミナー・14 経済協力	456
第3節 核と軍縮	458
第4節 民族・人種問題	464

事例研究

遺伝子組み換え(GM)食品の安全性	409
原発の未来は?	414
水俣病の50年	420
アスベストによる被害	423
南北問題の構図	449
本当に公正な貿易とは?	457

時事略語集	468
索引	470

偽装される世論

マスメディアの現状と課題

新聞、テレビ、ラジオ、雑誌に代表されるマスメディアは、民主主義社会のなかで重要な役割を
になっていて、古くからこうした報道機関は、「社会の木鐸^{ぼくろく}」として使命を負うものとされてきた。
「木鐸」とは、政治に関する事柄を人々に伝え、ときに警告を発して人々をリードするものという
意味だが、そのマスメディアがいま危機的な状況にある。その現状と課題を見てみることにしよう。



(1) 「第四の権力」としてのマスメディア

メディアの課題——自己検証は可能か

○マスメディアの二面性

マスメディアを、立法・行政・司法の三権につぐ四番目の権力として「第四の権力」と呼ぶことがある。その影響力の大きさを示す言葉だが、内容的には二通りの意味合いがある。

マスメディアの権力監視、権力批判の機能に焦点をあて、立法・行政・司法の三権からは距離をおいたマスメディアの影響力に期待する意味合いで呼ぶ場合がひとつである。もうひとつは、文字通り、立法・行政・司法の三権に匹敵するだけの大きな影響力を政治や社会に対して行使するものとして呼ぶ場合である。国家権力を批判する立場にありながら自らも権力化する可能性をもつマスメディアの二面性を「第四の権力」という言葉は象徴している。

○権力としてのメディア

ジャーナリストの筑紫哲也は、マスメディアを「権力と呼ばれるほど巨大なシステム」ととらえ、その権力を「制度としての定めのない特殊な権力」と分析している。立法・行政・司法の三権には三権分立論にもとづく相互抑制の制度的保証が確立しているが、マスメディアにはそれが無いというのである。「第四の権力」としてのマスメディアの特殊性とあってよいだろう。

そのため、その権力の行使については、それにたずさわる者たちの個人的努力に負うところが大きく、もし恣意的にこの権力が行使された場合、だれがそれをチェックするのか問題となる。問題の難しさは、そのチェックをほかの政治権力や法律にゆだねると、マスメディアの存在基盤である言論の自由を扼殺しかねないことにあると筑紫は指摘している。

(ハルバースタム著／筑紫哲也・東郷茂彦訳『メディアの権力』サイマル出版会版「まえがき」参照)



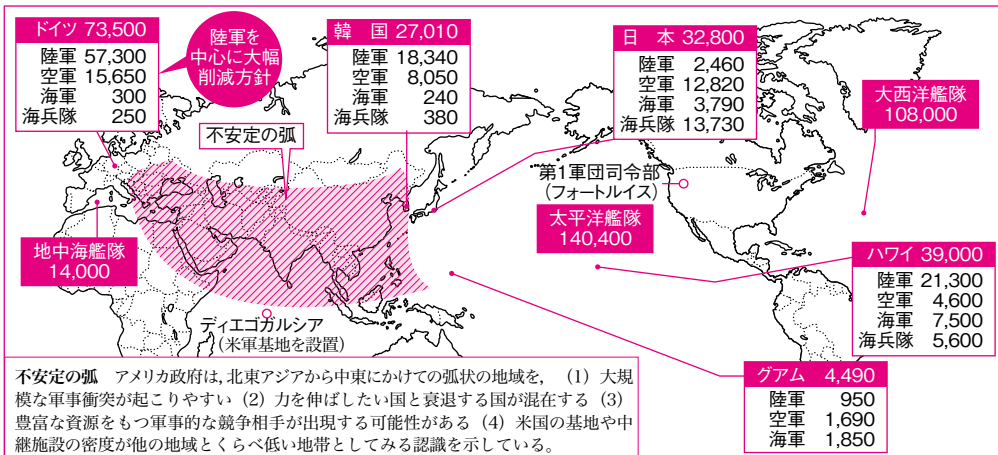
▲ハルバースタム著『メディアの権力』（朝日文庫）
アメリカのジャーナリストであるハルバースタムが1979年に出版した本書は、CBSテレビ、タイム誌、ワシントン・ポスト紙、ロスアンゼルス・タイムズ紙の4つの巨大メディアをとりあげ、政治を動かすまでになったメディアの形成過程を追っている。メディアと権力の関係を扱った古典的名著である。

▶筑紫哲也（一九三五〜二〇〇八）
朝日新聞の記者のあと、TBSのニュースキャスターを勤めた。ジャーナリストとして第一線で活躍した人物のマスメディアについての発言は重い。



1 アメリカの新軍事戦略と日本

① 在外米軍のおもな駐留状況



② 同盟の再定義

1990年代の米クリントン政権下で、NATOの再編と東方拡大、日米間の「**安保再定義**」など、冷戦構造を支えてきた軍事同盟の役割を見直すことでその存続を正当化し、ポスト冷戦期の安全保障の枠組みとする動きが進んだ。それを「同盟の再定義」と呼ぶ。ソ連消滅によって、対ソ同盟は存在理由を失い、米の軍事一極支配の確立によって、米軍の海外駐留や同盟国の軍事機能が大幅に変化したことへの対応の1つ。西欧や日本の防衛から、その領域外の紛争の対応に焦点を移し(NATOでは中東・バルカン半島、日米安保では朝鮮半島など)、米軍は西欧や日本に駐留を続け、危機対応型に再編するという方向に動いた。日米間では、日米物品役務提供協定や「**日米防衛協力のための指針**」見直しなど、在来の同盟の枠内で日本の軍事的役割を増し軍事協力の強化を行った。それに対し、ブッシュ政権は「**米軍再編**」を打ち出し、またイラク戦争におけるNATOとの対立によって、米国主導の同盟の意味は新たな段階を迎えている。(『知恵蔵』2005)

資料を読む **すすむ米軍の再編** 世界的規模で軍事

戦略を展開するアメリカは、近年、在外米軍の再配置をすすめている。ドイツや韓国での削減方針と並んで、在日米軍についても沖縄の五施設の全面返還(合計しても沖縄の全施設の10%程度)や海兵隊のグアム移転などが決定した(①~③)。

③ 米軍再編

アメリカは、冷戦時代に旧ソ連に対抗するためヨーロッパや極東(日本や韓国など)に展開してきた米軍20数万人の配備を、三分の二に減らして再編しようとしています。2001年の9.11同時多発テロを契機に、アメリカ本土の防衛を最重要視する一方で、テロなど「**新たな脅威**」に備えて世界のどこへでも機動的に部隊を展開していく戦略を採用したのです。

在日米軍の再編については、2006年に日米政府間で最終報告が合意され、基地負担の軽減や米軍と自衛隊の一体的運用による抑止力の維持などが実施時期が明記されたロードマップ(行程表)のかたちとなっています。

注目の沖縄の負担軽減策としては、普天間飛行場、那覇軍港、牧港補給地区、などを原則全面返還するとしましたが、返還時期は明記されていません。普天間飛行場のキャンプ・シュワブ沿岸部への移設と在沖縄海兵隊約8千人のグアム移転は、2014年までにおこなわれます。なお、グアム移転経費のうち59%にあたる61億ドル(約7千億円)は日本が負担することとなりました。

本州では、米軍横田基地の一部空域の航空管制権が08年9月までに日本に返還されます。その他、司令部移転によって米軍と自衛隊の情報の共有化がはかれるほか、自衛隊が米軍の輸送や基地管理などをバックアップするなど、日米の軍事面での一体化がすすめられる構図となりました。

事例研究 労働法

労働者派遣法の問題点——解約容易，企業に利点

労働者派遣とは、労働者派遣事業者（派遣元企業）に雇われた労働者を、ほかの企業（派遣先企業）に派遣して、その派遣先企業の仕事を行うものである。このうち、派遣会社に登録して、仕事があるときだけ派遣先の会社で働く「登録型」派遣は、派遣先の仕事がなくなると、派遣会社が次の仕事を見つけてくれない限り無職と同じ。それだけ不安定な働き方といえる。

規制緩和で原則自由化に

第二次世界大戦後の労働法は、企業による直接雇用を原則としてきた。中間搾取や人身売買が横行した戦前の「女工哀史」や「蟹工船」の世界を排除するためだ。

ところが、1980年代になって機械化、電算化が進んで、オフィスにワープロやファクスも普及してきた。職の専門化も始まり、一つの会社に忠誠を尽くすより、自らの技術・技能を生かしながら世を渡りたい、と望む人たちが現れた。そこで1985年に制定されたのが労働者派遣法だった（施行は86年7月）。直接雇用でない働き方を例外的に認める法律だ。派遣対象は専門的な13業務のみ。施行後すぐに16業務に増えた。

派遣法はその後、拡大・緩和の途をたどる。10年後の96年には26業務に広がり、99年には、「港湾運送」「建設」「警備」「医療関連」「製造現場」以外のすべての仕事に派遣できるようになった。そして2004年3月からは「製造現場」への派遣も解禁された。

有期雇用の不安定さ

今の派遣法は26業務以外の派遣に関し、最長3年という派遣期間の上限を定めているものの、下限規制がない。そのため、派遣先企業のニーズに応じ、1日単位の派遣、いわゆる「日雇い派遣」に特化する派遣会社も現れた。「日雇い派遣」は働いても生活できない「ワーキングプア」の象徴とされた。日々失業状態に追い込まれ、仕事の有無は前日夜までわからない。

不安定なのは日雇い派遣だけではなく。派遣先のメーカーと派遣会社の間

では、3ヶ月、6ヶ月単位の期間で派遣契約を結ぶことが多い。契約満了が近づくと、契約社員は「次の契約が更新されるかどうか」という雇い止めの不安に脅かされる。業績が悪化すれば、メーカーは派遣契約を解約するだけで人員を減らせるからだ。2008年9月のリーマン・ショックによる景気の暗転をきっかけに、「派遣切り」という言葉も生まれた。……

国会に政府は、30日以内の派遣を原則禁止する改正案を提出しているが、与野党とも、より強い規制が必要とみているようだ。最大の焦点は、「派遣切り」の温床とされる製造業派遣の存廃だ。……ただ、日本経団連などの財界は「セーフティネット（安全網）整備の方が先」と規制に慎重な姿勢だ。

（『読売新聞』2009.1.19）

●労働者派遣法制定以来の推移（厚生労働省資料より）

